

現場代理人の常駐義務の緩和措置拡大について

(お知らせ)

横浜市による入札参加資格の金額要件の見直しを踏まえ、当公社においても入札参加資格の金額要件(技術者配置)の見直しをお知らせしました。(令和7年2月10日「入札参加資格の金額要件(技術者配置)及び技術者専任義務の緩和について(お知らせ)」)これに伴い、現場代理人の常駐義務の緩和措置をさらに拡大します。

1 適用開始時期

令和7年2月10日以降に行われる契約の申込の誘引(公告、指名通知又は見積依頼)(以下「公告」という。)に係る工事請負契約から適用します。

なお、令和7年2月10日までに公告された工事請負契約については、従前の取扱いを適用します。

2 現場代理人を兼任することができる要件の拡大について【従来取扱いの金額変更】

(1) 全ての契約方式(一般競争入札、指名競争入札及び随意契約)共通

公社が発注した工事であり、かつ、監督員と常に携帯電話等で連絡がとれる体制が確保されている場合で、次のア又はイに該当するとき、現場代理人を同一人が兼任することができます。

ア それぞれの予定価格(税込)が4,500万円(建築の場合は、9,000万円)未満の2件の工事請負契約

イ 次のいずれかの要件を満たす3件の工事請負契約

(ア) 3件の工事請負契約に建築の工事請負契約を含まない場合

予定価格(税込)の合計が4,500万円未満であること。

(イ) 3件の工事請負契約に建築の工事請負契約を含む場合

予定価格(税込)の合計が9,000万円未満であること。

ただし、3件の中に建築以外の工事請負契約を含む場合には、建築以外の工事請負契約の予定価格(税込)の合計が4,500万円未満であること。

※1 ア又はイいずれにおいても、工事現場への出動体制について制限を設けている、緊急性がある等の理由から、特に兼任を認めないとする工事請負契約、設計変更等に伴う契約変更により請負代金額(税込)が4,500万円(建築工事の場合は9,000万円)以上となった工事請負契約についてはこの限りではありません。

※2 ア又はイにより複数の工事請負契約の現場代理人を同一人が兼任した場合でも、当該現場代理人は、「4 現場代理人の工事現場への常駐を必ずしも要しない期間」を除き、いずれかの工事現場に常駐しなければなりません。

※3 適用開始日より前に公告した工事請負契約と現場代理人を兼任させる場合は、全ての工事において従前の基準を適用します。

※4 継続工事、追加工事、工事場所が同一の合併入札の工事請負契約は1件とみなし、工事請負契約の予定価格(税込)の合計により判断します。

(2) 遠隔施工管理等の活用により配置技術者を兼任する場合【新規取扱い】

公社が同一請負人と締結した2件の工事請負契約(それぞれの予定価格(税込)が1億円(建築の場合は2億円)未満である場合に限る。)において、次のア及びイの両方に該当する場合、現場代理人を同一人が兼任することができます。

ア 遠隔施工管理等の活用により、配置技術者を兼任(専任特例1号※)する2件の工事請負契約(公社発注工事に限る。)

※令和7年2月10日「入札参加資格の金額要件(技術者配置)見直し及び技術者専任義務の緩和について(お知らせ)」参照

イ 一工事案件で配置技術者と現場代理人を兼任する場合

ただし、工事担当課が、工事現場への出動態勢について制限を設けている、緊急性がある等の理由から、特に兼任を認めないとする工事請負契約、設計変更等に伴う契約変更により請負代金額(税込)が1億円(建築の場合は2億円)以上となった工事請負契約については、この限りではありません。

(3) 継続工事及び追加工事等

既に締結している工事請負契約(以下「既契約」という。)の請負人と新たに継続工事又は追加工事等を随意契約により締結する工事請負契約において、既契約の現場代理人と同一人が、当該工事請負契約の現場代理人を兼任することができます。

(4) 契約締結後の対応

現場代理人を兼任する場合は、契約締結後、「現場代理人等選定通知書」に、兼任する他の工事請負契約の工事名を必ず記載してください。

なお、兼任する工事名を記載しない、実際とは異なる工事名を記載する等の虚偽が判明した場合には、監督員指示書により是正を図るとともに、工事成績評定に反映させることがありますので、ご注意ください。

また、是正指示を行ったにもかかわらず、代わりの現場代理人の配置ができない等の理由から速やかに是正されなかった場合は、工事請負契約の解除、工事成績評定への更なる反映等の必要な措置を行うことがありますので、ご注意ください。

3 注意事項

- (1) 上記2の取扱いにより複数の工事請負契約の現場代理人を同一人が兼任した場合でも、当該現場代理人は「4 現場代理人の工事現場への常駐を必ずしも要しない期間」を除き、いずれかの工事現場に常駐しなければなりません。
- (2) 令和7年2月10日以前に公告した工事請負契約と現場代理人を兼任する場合は、全ての工事において従前の基準を適用します。
- (3) 継続工事、追加工事、合併入札の複数の工事請負契約は1件とみなし、工事請負契約の予定価格(税込)の合計により判断します。

4 現場代理人の工事現場への常駐を必ずしも要しない期間について

公社と締結した工事請負契約では次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの期間中である場合、監督員と常に携帯電話等により連絡をとれる体制が確保されているときは、現場代理人は工事現場に常駐することを必ずしも要しません。

- (1) 工事請負契約を締結した日から実際に現場に着手する日（工事着手届を受理した日ではなく、現場事務所の設置、資器材の搬入又は仮設工事のいずれかが開始される日）の前日までの期間
- (2) 工事請負契約約款第 21 条の規定に基づき工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート又はエレベーター等の工場制作を含む工事請負契約であって、工場制作のみが行われている期間
- (4) 工事完成届が提出された日から工事完成検査が完了するまでの期間
なお、これらの期間は現場代理人が工事現場に常駐することを必ずしも要しない期間であって、他の工事請負契約の現場代理人を兼任することができる要件ではないことに留意してください。

(担当)

公益財団法人横浜市建築保全公社

総務部 総務課 契約係

電話:045-641-3124

Email:soumuka-keiyaku@y-hozen.or.jp